

しあわせの空

本校教育目標

第11号

豊かな心と生きて働く力を身に付けた子どもの育成



令和2年9月11日
熊本市立田迎小学校
校長 松本 公一

○子どもたちの安全確保のために

登下校、交通事故や不審者等から子どもたちの安全を守るために、また非行防止のために、地域の方々が自分たちにできることはないかと考え、子どもたちを見守る活動をしておられます。「子どもは地域の宝である」という気持ちで活動していただいている姿に頭が下がります。

学校では、子どもたちに交通安全指導、自転車教室の実施、防犯ブザーの所持、こどもひなんの家の周知を行い、また「田迎小学校安全対策協議会」を年に一度開き、校区の関係機関や諸団体と連携をし、事故防止、非行防止、社会参加等の実践活動を行っています。その他、学校と市教委、警察、道路管理機関による危険箇所点検等も毎年行っています。子どもたちが安心して登下校できる環境づくりのために、学校、地域、関係機関が一体となって取り組んでいます。

このような中、我が子の安全のために登下校は車で送迎するという考えの保護者の方もいらっしゃるようですが、本校にはそれに対応できるだけの駐車スペースがなく、玄関周辺に駐車されたり、児童昇降口のすぐ前に駐車されたりしている現状です。

7月初旬の大雨の際には、給食の食材搬入の業者が校内に入れず、周辺の道路の渋滞を引き起こす要因になりました。また、正門から登校する児童の安全な通行に支障をきたしている状況です。

やむを得ない場合を除き、できるだけ校内への車の進入は控えていただき、他の子の安全確保のためにも、地域の交通渋滞緩和のためにもご協力願えればと思います。

やむを得ない状況であるかについては、学校と保護者の相談により判断し、学校より「通行及び駐車許可証」をお渡しします。



○車は左、人は右？

細い道を車で運転中、道の両側を歩行者が歩いていると「車は左、人は右」と教えられたことが身にしみているからでしょうか「右側通行してくれるといいのにな。」と思うことがあります。道交法を調べてみました。

第十条 歩行者は、歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区別のない道路においては、道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄って通行することができる。

と規定されています。つまり、歩行者の通行に十分な幅員がある路側帯に対しては右側通行である必要はなく左側を歩いてもよいということになります。

本校周辺の路側帯のある道路では、「左右どちらを歩いてもいいけれども線からはみ出さないように歩く」と指導していますが、時々、路側帯をはみ出して歩いたり、後ろから車が来ているかどうかを確認せず車道に出たりという姿を見かけます。車は来ない、または車がスピードを落としてくれるだろう、止まってくれるだろうという思い込みがあるのではないかと思います。

目や耳からの情報で、危険を予測することや危険を察知すること等の身を守る行動も身に付けさせたいと思います。

